

【39】

平安中期… と がもう限界

◇ 天皇・ 天皇の時代

・最後の班田が902年… の横行
→ が機能しない

→と、いうことは誰かが ということ

・ …違法な土地の私有の禁止・班田の立て直し

この状況を示す史料… 「 」

◇国司の地方支配

○戸籍・計帳で農民を把握できない

→国司へ と 委任…国司の役割の強化

○国司の2分化

・ 国司…京の都にいて、自分の担当の国は家来（ ）に任せる

→さらに上位に出世するため、権力者の側にいたい

・ … 、政治を行う

→強欲で、暴政を行う

例： …『 』で欲深さがネタにされる

…「 」で訴えられ、

国司をおろされる

※のちに受領も交代の時以外は任国に行かず、

(代理)を派遣し、 (現地の役人、有力者)

を指揮させて政治を行うようになる

※目的の官職を得るための「ゴマすり」

・ …儀式や寺社造営の出費を請け負うこと

・ …同じことをして、もう一度同じ官職を得ること

◇負名体制の確立

・今まで、税を「 」ごとにかけていた…戸籍が崩壊すると、税をかけられない

・これからは「 」に税をかけ、税を払うことを条件にその土地を耕作させる

→この土地のことを という

名を耕作する()農民を という

()農民の「 」に働かせる

・税の名称は今までの「租・庸・調」は「 」・「雑徭」は「 」と変化

・田堵の大規模なものを「 」という